

西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（案）の制定について

1 背景

「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行により「児童福祉法」が改正されました。

従来、認可保育所における保育事業に加え、市町村長の認可を受けた事業者が家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業（以下「家庭的保育事業等」といいます。）を実施することができるとされ、また、同法において、市町村は、当該認可に係る基準（家庭的保育事業等の設備及び運営についての基準）を条例で定めなければならないとされました。

2 条例骨子（案）の検討

1の条例を定めるに当たっては、「従うべき基準」として厚生労働省令を下回ってはならない基準及び「参酌すべき基準」として厚生労働省令を十分に参酌した上で地域の実情に応じて変更してもよい基準の2種類の分類に従い、検討することとなります。

厚生労働省令の基準をもとに、本市の実情を踏まえて検討した結果、より安全で安心な家庭的保育事業等の事業体制を確保し、保育の質を高めるため、一部に独自基準を盛り込むこととしました。

また、本市においては、「西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例」を制定しているところであり、この条例の制定趣旨から家庭的保育事業等の設備及び運営事業においても、暴力団は排除すべきものであると判断したことから、排除項目を加えました。

その他の部分については、厚生労働省令と同じ基準を定めることで、施設及び事業の適切な運営が確保され、保育の質が担保されるものと判断し、厚生労働省令どおりの基準を定める条例骨子（案）を策定しました。

3 西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例骨子（案）

- (1) この条例の題名は、西脇市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例とします。
- (2) 児童福祉法第34条の16第2項の条例で定める基準は、次項から(10)に定めるもののほか、家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号）に定めるとおりとします。

- (3) 家庭的保育事業等を行う者（その者が法人であるときは、その役員）は、西脇市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 24 年西脇市条例第 26 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、同条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者であってはならないものとします。
- (4) 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に家庭的保育事業者等の職員に周知しなければならないこととします。
- (5) 家庭的保育事業者等は、非常災害に備えるため、少なくとも毎月 1 回は、避難、救出その他必要な訓練を行わなければならないこととします。
- (6) 家庭的保育事業者等は、省令第 9 条第 2 項の研修の実施計画を職員の職務内容、経験等に応じて策定し、実施した研修の記録を保管するとともに、必要に応じて研修の内容の見直しを行うことにより、職員の計画的な育成に努めるものとします。
- (7) 家庭的保育事業者等は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならないこととします。
 - ア 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故の発生の防止のための指針を整備することとします。
 - イ 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が家庭的保育事業者等の長に報告されるとともに、原因の分析の結果に基づき策定した改善策を職員に周知徹底する体制を整備することとします。
 - ウ 事故の発生の防止のための会議及び職員に対する研修を定期的に行うこととします。
- (8) 家庭的保育事業者等は、利用者に対する処遇により事故が発生した場合は、速やかに関係行政機関、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならないものとします。
- (9) 家庭的保育事業者等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならないこととします。
- (10) 家庭的保育事業者等は、利用者に対する処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければな

らないこととします。

- (11) 省令第 23 条第 1 項、第 29 条第 1 項、第 31 条第 1 項、第 34 条第 1 項、第 44 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定により家庭的保育事業等を行う場所に置く調理員のうち少なくとも 1 人は、栄養士法（昭和 22 年法律第 245 号）第 2 条第 1 項の規定による栄養士の免許を有する者又は調理師法（昭和 33 年法律第 147 号）第 3 条第 1 項の規定による調理師の免許を有する者でなければならないこととします。
- (12) この条例の施行期日は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成 27 年 4 月 1 日が予定されています。）とします。